
公認会計士・監査審査会の役割

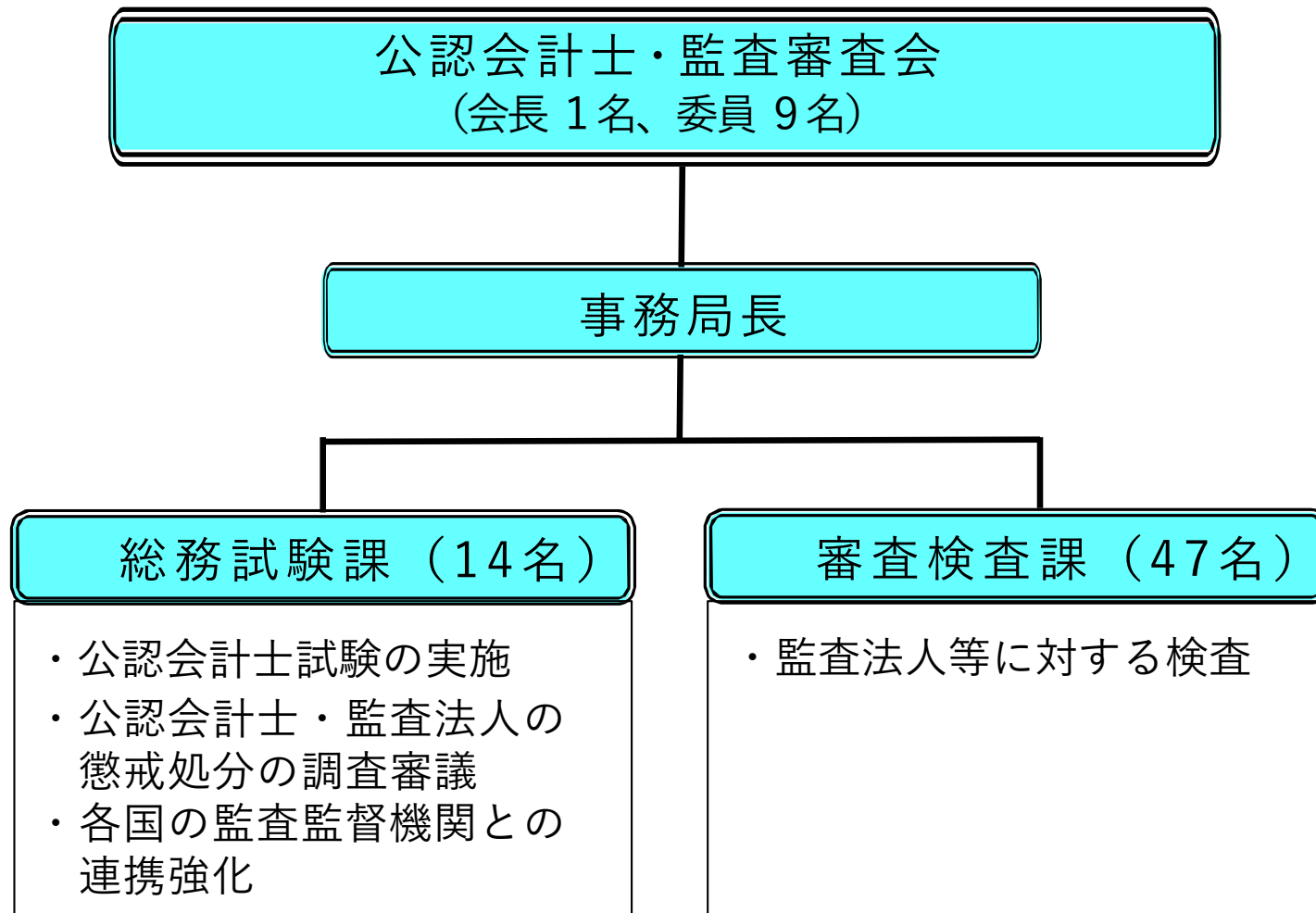
青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科

令和8年7月22日（水）

公認会計士・監査審査会

常勤委員 蟹江 章

公認会計士・監査審査会の組織



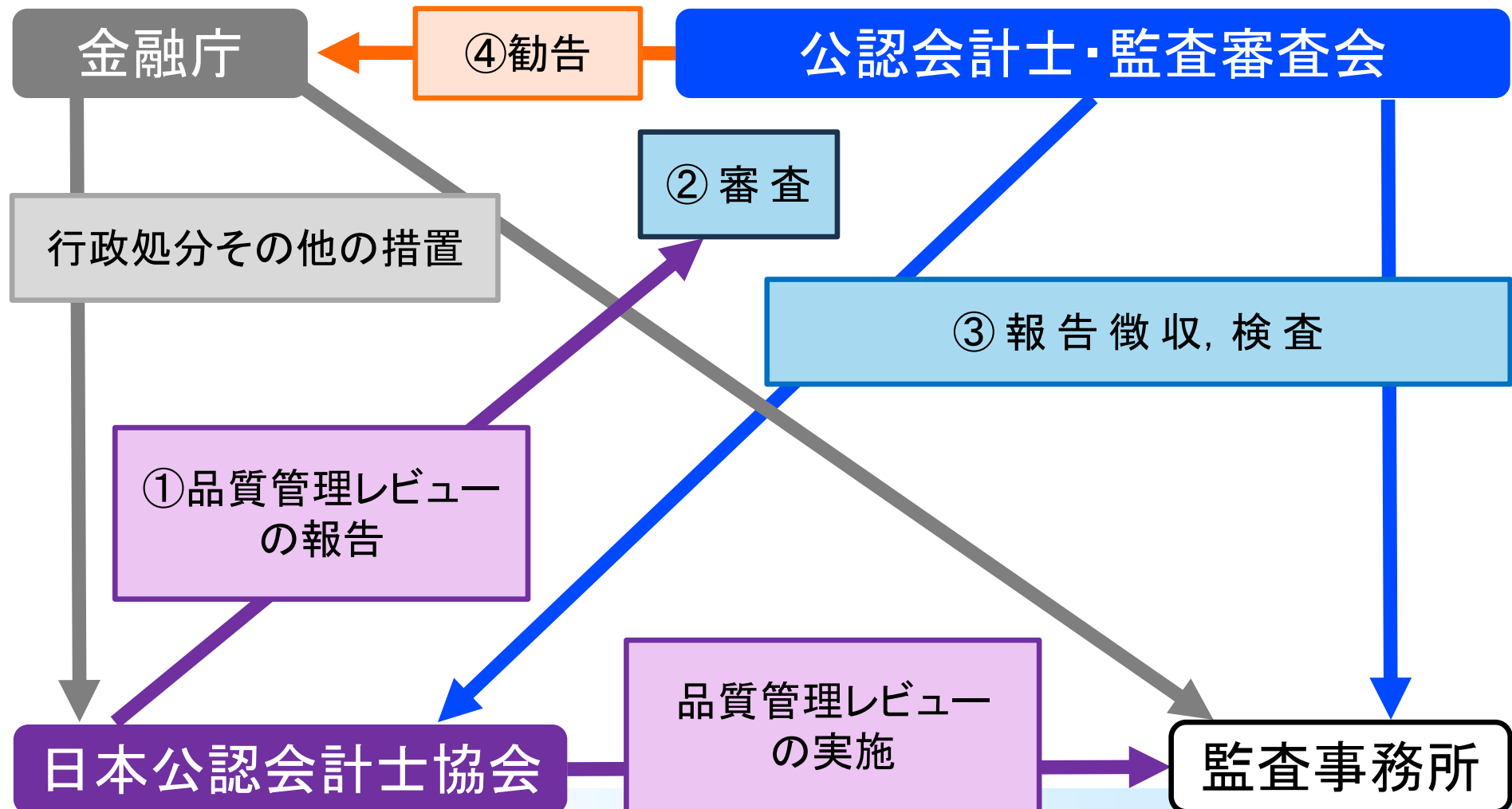
(人員数は令和 6 年度末)

出所：審査会『公認会計士・監査審査会』令和 7 年度版、3 頁に一部加筆。

公認会計士・監査審査会の組織と役割

- 公認会計士法第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16(2004)年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関
- 会長及び9人以内の委員により構成(任期3年)
- 委員は非常勤であるが、委員のうち1人を常勤とすることができる
- 日本公認会計士協会(協会)の品質管理レビューに関する報告の受理・審査
- 日本公認会計士協会及び監査事務所(監査法人)に対する報告徴収及び検査
- 検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う

審査会による審査，報告徴収及び検査のスキーム



審査会による審査，報告徴収及び検査のスキーム

- ① 協会から品質管理レビューの状況報告を受ける
- ② 協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査する
- ③ 必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施する
- ④ 検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

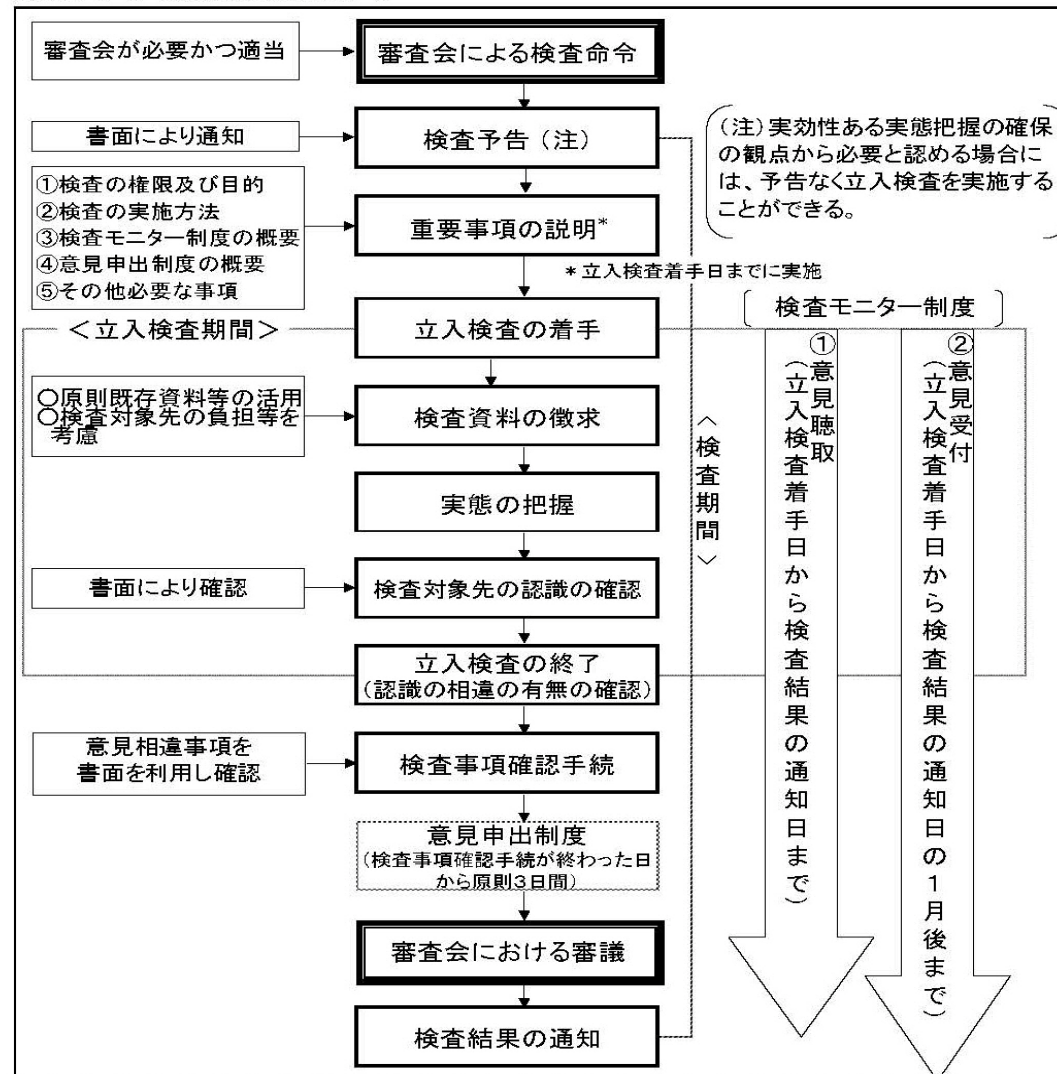
- 品質管理レビューとは、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、協会において運用されている制度
- 監査事務所が行う監査業務の運営の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行うもの
- 1999年に協会が自主規制として運用を開始
- 2003年の公認会計士法改正により、協会が監査事務所の監査又は証明の業務の運営状況を調査すること及びその調査結果を審査会に報告することが義務化

公認会計士・監査審査会による検査

- 審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査する
- 品質管理レビューの実施内容や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認する
- 品質管理レビューの結果や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等进行分析する
- 分析結果等を踏まえ、検査及び報告徴収の必要性等を検討、品質管理レビューの実効性等に関する協会との意見交換等を行う

公認会計士・監査審査会による検査

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



公認会計士・監査審査会による検査

- 審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ
適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う
- 協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し
て検査を行う
- 審査会検査の基本事項、検査実施手続等、検査結果等の取扱い等について
は、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に定め
られている

公認会計士・監査審査会による検査

【立入検査】

- 原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査する
- 検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、モニタリング基本計画の重点項目や被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定する
- 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて行い、法令、監査の基準や監査事務所が定める品質管理に関する方針と手続などを踏まえて、業務の運営の状況を検証する
- 検査の過程で把握した事実及び経緯(指摘事項)は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る

公認会計士・監査審査会による検査

直近 5 年間の検査の実施状況は、以下のとおり

図表Ⅱ-1-4 <直近 5 年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R 2 (注 1)	R 3 (注 1)	R 4	R 5	R 6
大 手 監 査 法 人	4 (2)	4 (2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等 (注 2)	0	0	1	0	0
合計	10 (2)	9 (2)	10	9	7

公認会計士・監査審査会による検査

図表Ⅱ-1-9 <直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	3	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

公認会計士・監査審査会による検査

- 総合評価 4：業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合
→ 検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促す
- 総合評価 5：品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合
→ 金融庁長官に対し、行政処分その他の措置について勧告を行う

ご清聴ありがとうございました